

## 平成 30 年度 小田原市立小・中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について

1 調査期間 平成 30 年度（平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）

2 調査項目 (1) 暴力行為 (2) いじめ (3) 長期欠席（不登校等）

### 3 調査結果

（全 国）文部科学省「平成 30 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より ※調査対象は国公立校（中学校には中等教育学校前期課程を含む）  
 （神奈川県）「平成 30 年度神奈川県児童・生徒の問題行動等調査」 ※調査対象は公立校（中学校には中等教育学校前期課程を含む）  
 （小田原市）教育指導課調べ ※調査対象は市立全小・中学校（小学校 25 校，中学校 11 校）

#### (1) 暴力行為の状況

① 暴力行為の発生件数と 1,000 人あたりの発生件数（過去 3 年間、全国・県との比較）（件）

	校種	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
		発生件数	1,000 人あたり	発生件数	1,000 人あたり	発生件数	1,000 人あたり
全 国	小学校	22,841	3.5	28,315	4.4	36,536	5.7
	中学校	30,148	8.8	28,702	8.5	29,320	8.9
神奈川県	小学校	4,459	11.8	5,673	13.6	6,170	14.5
	中学校	3,299		3,257		3,277	
小田原市	小学校	61	6.6	102	11.1	74	8.1
	中学校	70	14.4	70	15.0	85	19.0

② 暴力行為の形態

形態	小学校	中学校	(件)
対教師暴力	15	4	
生徒間暴力	48	74	
対人暴力	0	0	
器物損壊	11	7	
合計	74	85	

③ 学年別加害児童生徒数

学年	小学校	中学校	(人)
1 年生	8	40	
2 年生	17	34	
3 年生	12	14	
4 年生	6		
5 年生	6		
6 年生	17		
合計	66	88	

暴力行為は前年度と比較して、小学校では 28 件減少、中学校では 15 件増加しました。小学校は近年増加の傾向が見られましたが、平成 30 年度は暴力行為を繰り返す児童が減少しました。教職員が児童の特性を理解し、個に応じた指導や支援を行うように工夫しているためと思われます。中学校はここ数年 70 件から 80 件を前後していましたが、平成 30 年度は生徒間暴力が前年度より 17 件増加したことにより、発生件数全体が増加しました。

小・中学校とも生徒間暴力が最も多いのは、児童生徒全体に「自分の思いを伝え相手の思いを受け止めることができる」「暴力に至る前にトラブルを回避・解決できる」等のコミュニケーションスキルや、自分の感情をコントロールするスキル等が身につけていない傾向が強まっていることが一因として考えられます。

## (2) いじめの状況

### ① いじめの認知件数と1,000人あたりの認知件数（過去3年間、全国・県との比較）（件）

	校種	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		認知件数	1,000人あたり	認知件数	1,000人あたり	認知件数	1,000人あたり
全 国	小学校	237,256	36.5	317,121	49.1	425,844	66.0
	中学校	71,309	20.8	80,424	24.0	97,704	29.8
神奈川県	小学校	10,607	21.3	15,680	29.9	20,155	38.1
	中学校	3,455		3,906		4,659	
小田原市	小学校	45	4.9	115	12.5	479	52.7
	中学校	63	13.0	94	20.2	194	43.3

### ② いじめの態様（複数回答）（件）

態様	小学校	中学校
冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	233	126
仲間はずれ、集団による無視をされる	52	22
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする	102	11
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	13	1
金品をたかられる	2	2
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	36	21
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	29	9
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる	8	18
その他	23	2

### ③ いじめの解消率

	小学校	中学校
平成31年3月31日現在の状況	72.0%	71.1%
令和元年7月19日現在の状況	97.1%	96.9%

いじめの認知件数は前年度と比較して、小学校では364件、中学校では100件増加しました。様々な取組により、教職員のいじめ防止対策推進法の理解が進み、各学校がアンケート調査や個別面談、教職員による見守り等により、きめ細かい実態の把握に努め、積極的に認知をするようになったことにより、認知件数が増加したと考えられます。

いじめの態様別では、小学校、中学校ともに、「冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」の割合が一番高く、これは全国・県と同様の傾向です。小学校においては、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」の件数も多く、暴力行為と同様の要因が考えられます。

個々のいじめ事案については、年度を超えて、情報を引き継ぎながら、解消に向けた指導・支援、見守りを続けた結果、ほとんどの事案が解消につながっています。

### (3) 長期欠席の状況

#### ① 不登校者数と出現率（過去3年間、全国・県との比較）

	校種	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
		不登校者数 (人)	出現率 (%)	不登校者数 (人)	出現率 (%)	不登校者数 (人)	出現率 (%)
全 国	小学校	30,172	0.5	34,732	0.5	44,471	0.7
	中学校	98,944	3.1	104,295	3.4	114,379	3.8
神奈川県	小学校	2,765	0.61	3,222	0.71	3,739	0.83
	中学校	7,652	3.68	8,488	4.14	8,855	4.40
小田原市	小学校	78	0.84	84	0.92	94	1.03
	中学校	160	3.29	153	3.29	224	5.00

#### ② 不登校要因（分類は主たる要因）

分類	小学校	中学校	(人)
学校における人間関係に課題	12	51	
あそび・非行の傾向	1	7	
無気力の傾向	22	62	
不安の傾向	44	76	
その他	15	28	
合計	94	224	

#### ③ 学年別不登校者数

(人)

小学校														中学校							
1年		2年		3年		4年		5年		6年		合計		1年		2年		3年		合計	
継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規
0	6	5	5	6	7	7	10	12	15	12	9	42	52	18	34	43	48	43	38	104	120
6		10		13		17		27		21		94		52		91		81		224	
H29不登校者数		5		11		8		16		16				28		50		54			

不登校者数は、前年度と比較して、小学校では10人増加し、出現率は0.11ポイント増加しました。中学校においては、71人増加し、出現率は1.71ポイント増加しました。

不登校の主たる要因としては、小学校・中学校とも「不安の傾向」や「無気力の傾向」によるものが多く、小学校では全体の約7割、中学校では全体の6割を占めており、ここ数年同じ傾向が続いています。個々のケースを詳しく見ていくと、家庭に係る状況、学業に対する不安、人間関係、本人の特性に係る課題等、様々な要因が絡み合うことにより、不安や無気力傾向につながっているケースが多く見られます。

不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得ることという捉えから、休みがちな児童生徒に対しての早期対応や関係機関との連携支援がなされることにより、翌年度不登校の状態が改善している児童生徒がいる反面、それを上回る新規不登校者がいるため、全体の不登校者数が増加していると考えられます。

## 4 今後の主な取組

### <暴力行為・いじめ>

- 各学校においては、一人ひとりがかげがえのない存在であり、それぞれが基本的な人権を持っていることを理解し、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができるよう、多文化共生理解等を含めた、人権教育の充実に努めます。  
児童生徒の発達段階に応じたいじめの未然防止のための教育を行い、相手の受け止め方を考えて行動する必要があることを継続的に指導していきます。  
「暴力行為は、いかなる理由からも認められないし、絶対に許されない行為」との認識を全教職員が共有し、指導に当たっては、問題を起こした児童生徒との対話を心がけ、毅然した指導を行うとともに、一人ひとりの教育的ニーズに寄り添った支援の充実に努めます。
- 市教育委員会においては、教職員の指導力の向上を図るため、児童生徒指導上の喫緊の課題に焦点を当てた児童生徒指導研修会を実施するとともに、校内研修会の充実に図るための情報を積極的に発信していきます。また、神奈川県弁護士会との連携により、いじめの未然に防止につながる「いじめ予防教室」を実施します。
- 暴力行為やいじめにより、重大な被害が生じるおそれのあるときは、警察等と連携して取り組みます。また、いじめ問題の解決は地域全体、社会全体で取り組むものであることを関係機関・団体等が認識できるよう、学校運営協議会や小田原市いじめ問題対策連絡会等の様々な機会を通じて共有していきます。

### <長期欠席（不登校等）>

- 各学校においては、全職員共通理解のもと、児童生徒の「自己肯定感・有用感」を育み、誰もが和らぐ学校づくりにより、不登校の未然防止に努めます。  
また、支援教育の理念のもと、児童生徒とのかかわりの中で感じた、「どうしてだろう」「困った」との気付きから、「何か困難な状況があるかもしれない」へと視点を転換し、早期発見や児童生徒の気持ちに寄り添った支援の充実に努めます。
- 市教育委員会においては、不登校の要因・背景が多様化・複雑化していることから、初期の段階での適切なアセスメントや支援体制が作れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、専門的な人材を派遣します。また、教職員の資質向上のため、登校支援担当者連絡会議を実施します。  
その他、不登校または不登校傾向を示している児童生徒やその保護者に対する教育相談の実施、教育相談指導学級や令和2年4月に開所の（仮）おだわら子ども若者教育支援センター等学校以外の場での支援環境の充実、不登校生徒訪問相談員の配置等によって、深い児童生徒理解に基づいた日々のケアや保護者へのサポートを充実させます。
- 児童生徒や保護者を孤立させないために、学校のみならず、外部機関とも連携した「チーム支援による体制づくり」がスムーズにできるよう、小田原市登校支援関係機関連絡会を実施し、情報共有や不登校にかかわる喫緊の課題についての協議を通して、関係機関とのよりよい連携づくりを進めていきます。